

日 銀 業 第 2 9 号
平成 2 8 年 2 月 1 日

国債振替決済制度参加者
国債振替決済制度間接参加者 御中
国債振替決済制度外国間接参加者

日 本 銀 行 業 務 局

「国債振替決済制度に関する規則」の一部改正に関する件

日本銀行では、日本銀行金融ネットワークシステムの稼働時間拡大に伴い、
標記規則（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙2）の一部を別紙のとおり
改正し、平成28年2月15日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「国債振替決済制度に関する規則」中一部改正

- 第二条の二第一項第一号イ中「午後七時」を「午後九時」に改める。